

標準処理期間の未設定理由

番号 20

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 処 分 名     | 一般廃棄物処理施設設置の法人の合併及び分割の認可 |
| 根 拠 法 令 名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律         |
| 条 項       | 第9条の6第1項                 |
| 所 管 課     | 廃棄物対策課                   |

【標準処理期間を未設定とした理由】

施設の種類、設置場所等により審査内容が大きく異なるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。